

特定非営利活動法人 日本バイオインフォマティクス学会 細則

第1章 会員

第1条 入会を希望する者は、会長が別に定める入会申込書に必要事項を記入し、入会金および初年度分会費を添えて会長に提出し、承認を得るものとする。

第2章 役員の選任

第2条 理事は、次の各号に掲げる方法により選任する。

- (1) 会長は、正会員の中から少なくとも2名を選出し、選挙管理委員を委嘱する。選挙管理委員は選挙事務を行う。少なくとも1名の選挙管理委員は役員以外でなければならない。
- (2) 正会員の投票は1人1票、無記名による5名連記とし、原則として郵送によるものとする。同一候補への複数投票は1名として扱い、誤記は選挙管理委員が投票者の意図を明確に判断できる場合は許容する。
- (3) 毎年10名の理事を改選する。
- (4) 得票者中の上位の者より順に新理事候補者として10名を選任する。ただし、同数得票者については年齢の低い順に順位を定める。
- (5) 総会の承認を経て、新理事候補者を理事に選任する。

第3条 会長は、次の各号に掲げる方法により選任する。

- (1) 会長は、正会員の中から、理事及び第2条の方法で選任された新理事候補者の選挙と、総会の承認を経て選任する。
- (2) 投票は1人1票、無記名による単記とし、投票総数の過半数を得た者を新会長候補者とする。ただし、投票総数の過半数を得た者がいないときは、得票者中の上位の者より順に2名を選出し、改めて投票を行い、得票総数の上位の者を新会長候補者として選出する。このとき、同位の場合には抽選により決定する。

2 会長が欠けたときは、遅滞なく新会長を選任する。

第4条 副会長は正会員の中から会長が指名し、総会がこれを承認する。

2 副会長が欠けたときは、遅滞なく新副会長を選任する。

第5条 会長は、正会員及び名誉会員の中から幹事を指名し、理事会の承認を得て、幹事を委嘱する。幹事は、理事を兼ねることができる。

2 幹事は、会長および副会長とともに幹事会を構成し、集会、庶務、編集、広報、国際交流、認定試験、その他総会または理事会で必要と議決された事項を行う。

3 幹事の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第6条 会長は、理事会の承認を得て必要な委員会、研究会、地域部会、ワーキンググループ等（以下「委員会等」という。）を作ることができる。委員会等の運営方法は別途規定する。

第3章 会員名簿

第7条 特定非営利活動法人 日本バイオインフォマティクス学会は会員名簿を発行することができる。会員名簿に掲載する個人情報の取り扱いについては、別途プライバシーポリシーにて定める。

第4章 細則の変更

第8条 本細則の変更は理事会の議決による。

附則

この細則は、この法人の成立の日から施行する。